

(ポイント)

●ネパール入国管理局は5月20日から停止されていたビザ業務を7月2日から再開することを決定しました。

ネパール入国管理局のビザ業務の再開について

1 ネパール入国管理局は5月20日から停止されていたビザ業務を7月2日から再開することを決定しました。

2 ネパール入国管理局は、現段階でネパールに在留している外国人のビザの運用について以下のとおり発表しています。

(1) 4月28日まで有効なビザを持っており、7月8日までにネパールを出国する場合は出国時に空港において、ビザ料金、延滞料、罰金等の支払いが免除される。

(2) 4月28日まで有効なビザを持っており、7月8日までに引き続きネパールに滞在するためにビザを更新する場合は延滞料、罰金等を支払うことなく、ビザ更新が出来る。

(3) 7月9日以降にネパールを出国する場合またはビザの更新を行う場合は、通常のコストが課される(注: 4月28日まで有効なビザを持っていても、7月9日以降にネパールを出国、またはネパール滞在のためのビザを更新する場合は、延滞料等を支払う必要がある)。

(4) ツーリストビザでのネパール滞在可能日数は、行動規制(Prohibitory Order)のため、150日から210日に延長となる(現時点でツーリストビザを持っている人に限る)。

3 本件詳細につきましては、以下の入国管理局の電話番号まで直接ご照会願います。

(1) 4429659

(2) 4429660

(3) 4433934

(4) 4438862

(5) 4438868

4 本措置の詳細については以下の入国管理局のホームページをご確認願います。

○ネパール入国管理局ホームページ

<https://www.immigration.gov.np/post/notice-about-resumption-of-visa-services>

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

(2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。)

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。